

2023（令和5年）

造園協便り

1. 2. 3月

第210号

一般社団法人 秋田県造園協会

I 令和5年度（第48回）通常総会について



令和5年2月28日（火）16：30～ 秋田市「秋田キャッスルホテル」で、造園協会の第48回通常総会が開催されました。

議長については、定款第16条により、会長がこれに当たると定められている為、会長が議長となり、就任あいさつの後、議事に入りました。

議案第1号 令和4年度決算報告については、審議の結果、全員一致で承認されました。

議案第2号 役員の改選については、理事の定数を14名から3名減らし、11名の理事を選任し、理事の互選により、令和5～6年度の役員を次のとおり決定しました。

役職名	氏名	会社名	新、再	備考
会長	松本 昭広	(株)松本造園土木	新任	
副会長	正木 孝輝	エコシビル(株)	〃	業務執行理事
〃	佐々木 創太	むつみ造園土木(株)	〃	業務執行理事
〃	佐藤 浩志	(株)花よし植物園	〃	
理事	佐藤 榮	手形造園土木(株)	再任	
〃	鈴木 和男	(株)香楽園	〃	
〃	佐藤 榮	手形造園土木(株)	〃	
〃	柴山 貞則	秋田造園土木(株)	〃	
〃	木村 昭彦	(株)木村造園	〃	
〃	佐々木 大	(有)ササヤス	〃	
〃	須藤 元	(有)翠松園	〃	
〃	柴田 敏和	古河林業緑化(株)	新任	
監事	小林 博	二葉造園土木(株)	〃	
〃	玉尾 重秋	(有)玉尾造園土木	〃	

なお、各委員会の委員長については、次のとおり再任されました。

総務・経理委員長 : 正木 孝輝

企画・技術委員長 : 佐々木 創太

秋田市支部支部長 : 玉尾 重秋

報告事項6件について説明し、全員一致で承認されました。

- (1) 令和4年度公益目的支出計画実施報告書について
- (2) 令和4年度事業報告について
- (3) 令和5年度事業計画について
- (4) 令和5年度収支予算について
- (5) 理事会への委任事項について
- (6) 借入金の最高限度額について

【令和5年度事業計画】

①造園環境緑化に関する展示普及活動

- ・ 県の森林祭等イベントの参加
- ・ 第2回「グリーン&フラワーフェスティバル」の開催
- ・ 第40回「全国都市緑化仙台フェア」での庭園作成

②ボランティア活動

- ・ 「花とみどりのふれあいまつり」での冬囲い・冬期剪定等の講習会開催

③緑化行政に対する協力や関係行政機関との意見交換会の開催

- ・ 緑化関係団体等のイベントの参加（緑の募金運動、花いっぱい運動等）
- ・ 関係行政機関の職員を交えての、公園や街路樹の適正管理等についての講習会や意見交換会の開催

④広報活動

- ・ 機関誌「造園協だより」の発行

⑤技術研修会の開催

- ・ 造園技能検定受検準備講習会の開催
- ・ 街路樹剪定士研修会の開催（資格認定、更新）
- ・ 職場衛生教育等の開催

協会関連行事

1月 5日 (木)	新年造園人の集い (中止)	東京都	
1月12日 (木)	県関係部局新年あいさつ回り	県庁	会長他
	秋田市役所関係部局新年あいさつ回り	秋田市役所	支部長他
	秋田市支部監査、理事会	林泉会館	秋田市支部長他
1月17日 (火)	全国都市緑化仙台フェア施工説明会	仙台市	正木支部長
	日造協東北総支部支部長会議	仙台市	正木支部長
1月25日 (水)	監査、理事会・運営合同会議	林泉会館	会長他
1月31日 (火)	建災防安全祈願祭	秋田市	正木支部長他
2月 9日 (木)	秋田市支部理事会、通常総会	林泉会館	秋田市支部長他
2月28日 (火)	県造協通常総会	秋田市	会長他
3月2日 (木)～3日 (金)	造園連伊勢神宮奉納行事造園感謝祭	三重県	
3月 9日 (木)	造園連東北ブロック会総会	山形県	松本支部長他
3月10日 (金)	林業トップランナー養成研修修了式 (縮小)		
3月17日 (金)	全国都市緑化仙台フェア実行委員会	林泉会館	正木委員長他
3月20日 (月)	穂積もとむフォーラム	秋田市	事務局他
3月22日 (水)	緑化推進委員会通常総会	秋田市	事務局
3月27日 (月)	第4回水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市	

4月以降の行事予定

4月 5日 (水)	仙台フェア庭園出展作業協力者打ち合わせ会議	林泉会館	
4月 7日 (金)	林業トップランナー養成研修開校式 (縮小)		
4月11日 (火)～13日 (木)	仙台フェア庭園出展作庭作業	仙台市	
4月22日 (土)	緑の募金街頭キャンペーン	秋田市	
4月26日 (水)	全国都市緑化仙台フェア開会式	仙台市	
6月 1日 (木)	日造協総支部長・支部長合同会議	仙台市	
6月13日 (火)	日造協支部長会議、緑団協会議	仙台市	
6月23日 (金)	日造協通常総会	東京都	
9月 8日 (金)	日造協全国事務局長会議	東京都	
7月15日 (土)	水と緑の森林祭	由利本荘市「由利原高原」	

お知らせ

☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・小型無人機等飛行禁止法に基づく新たな対象防衛関係施設の指定について (1/24)
- ・消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る令和5年度税制改正による激変緩和措置等について (1/24)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の周知について（開始 1/30～） (2/2)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の周知について（開始 2/10～） (2/13)
- ・令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について (2/27)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の周知について（開始 2/24～） (2/27)
- ・秋田県が発注するモデル工事等の要綱類の一部改正及び令和5年度の発注・取組方針について (3/7)
- ・秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正について (3/8)
- ・「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について (3/8)
- ・令和4年度建設工事下請負等実地調査の結果について (3/17)
- ・建設DX加速化事業実施要領の一部改定及び令和5年度建設DX加速化事業募集要項の制定について (3/20)
- ・建設工事等におけるガス管損傷事故の防止及び住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について (3/17)
- ・工事請負契約書に添付する契約事項及び工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正について (3/20)
- ・令和5年度スキルアップセミナー（在職者訓練）について (3/23)
- ・「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」等の一部改定について (3/27)
- ・「入札参加資格要件」及び「指名標準」について等の一部改正について (3/28)
- ・建設工事の予定価格事後公表のモデル的試行について (3/30)

○秋田労働局より

- ・令和4年度「治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナー」の開催について (2/2)
- ・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について (3/27)

(秋田弁答え ①父親 ②母親 ③長男 ④次男 ⑤赤ん坊)

☆ 令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください！！



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更
※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胸ベルト型（一本つり）	○→	胸ベルト型（一本つり）
胸ベルト型（U字つり）	✕→	
フルハーネス型（一本つり）	○→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は

※ただし、高さが6.75m以下の場合「胸ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け
 以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具の規格第9条に基づく「適切な表示」が無いものは、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となります。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体	種類：フルハーネス型又は胸ベルト型 製造者名：〇〇社 製造年月：20〇〇年〇月
ショックアブソーバー	種別：第一種又は第二種 最大自由落下距離：〇.〇m 使用可能な重量：〇〇kg 落下距離：〇.〇m

☆ 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが 2m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

すべての三脚に 75 度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第 528 条）違反に問われる可能性があります。



長谷川工業
「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス
「用心棒」



ピカコーポレーション
「GM-FS たたまれ止めパイプ」

☆ 造園連みどり福祉制度の給付内容の変更について

令和 4 年 3 月 29 日に開催された第 4 回理事会において、みどり福祉制度の今後の運営について検討し、令和 4 年度より以下のように給付内容が変更されました。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

	種 類	給付金額等	添 付 書 類
①	死亡給付金	10,000 円	住民票 1 通、又は死亡通知・会葬礼状でも可
②	災害見舞金 地震・火災 風水害	10,000 円	公的機関の証明書 1 通、又は造園連指定の確認書でも可
③	事業継承 勇退感謝状	感謝状	各種変更届（様式第 4 号）

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、
ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「北風の朝寝で四つ時から」

北向きの庭やベランダは、日当たりが悪いので、一般に園芸には不向きと考えられます。しかし、北向きは明るさが一定で、晴れているときは室内の蛍光灯と同じくらいの明るさがあります。

観葉植物などをベランダで育てるには適しています。そのほかの草花でも、ベゴニアやゼラニウムなど日向が好きな植物や、アラマンダ、ハイビスカスなどの熱帯性の植物でなければ、花つきは悪いけれど、ほぼなんでも育てることが出来ます。

ただし栽培期間は、三月半ばから十月半ばくらいまででしょう。冬は室内に取り込みます。ただし、ことわざにもあるように、四つ時、つまり午前十時くらいまでは北風も朝寝をしていて、それほど強くないので、ベランダに草花を出して、外気にあててやりましょう。

また、北向きの庭に植えてもいい植木としては、サザンカ、ツバキ、サツキ、クチナシ、ジンチョウゲ、マンリユウなどがあげられます。北向きは、あんがい虫がつきにくく管理がしやすい場所かもしれません。

(造園連：庭師の知恵ことわざ辞典より)

事務局から

コロナ禍で活動を制限された旧年度が明け、徐々に従来の活動が出来るようになりました。今年度は会長が替わったことから登記事務や挨拶状の送付等があり、これらもようやく済んだところですが、官公庁の年度替わりもあって、協会の実質的活動は4月のあいさつ回りから始まります。秋田市でも桜の開花が例年より早く認められ、入学、入社 of 時期となりましたが、事務局としても松本新会長の下、気持ちを新たに從事してまいりますので、会員の皆様方には従前にも増して、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、秋田弁を掲載します。

次の秋田弁解りますか。(呼び名)

- ①つあー ②じゃっちゃ ③へな ④おんじ ⑤ぼぼこ

正解は5 P

(K・0)